

ジョン・ロック『寛容論』の包容・寛容策 (三)
—— 同時代の関連諸論考における位置 ——

山田園子

- 一 本稿のねらい
- 二 現行国教会護持
- 三 包容的国教会 (以上第二八卷第一号)
- 四 主教制国教会と非国教徒寛容
- 五 非国教徒の信仰の自由 (以上第二八卷第二号)
- 六 包容・寛容策 (以上本号)
- 七 ロックの包容・寛容策

五 非国教徒の信仰の自由 (承前)

教皇主義への嫌悪や反感は非国教徒だけのものではない。「教皇主義の蔓延」防止は、プロテスタント系非国教徒抑圧と並ぶ、当時の議会における一貫した議題だった。議会では、ロンドン大火が教皇主義者の陰謀によるという報告がなされる他、一六六六年の人頭税法の審議では、非国教徒と教皇主義者にたいして、通常のイングランド人の二倍の課税が提案される。⁽²⁾ これらのことは教皇主義を悪と決めつけた上での見解や議論であり、教皇主義がそもそも何であり、どんな問題をかかえるのか、非国教徒の文書の大半においても明確ではない。ただベセルは、政治的、経済的な側面から、教皇主義の実態や問題点を指摘した。以下のベセルの指摘が真に実態に即したものでかどうかが、ここで

確認する作業はできないが、彼の指摘は他の非国教徒の論考においても断片的に見出され、彼だけの特異な偏見ではなかった。

まず、政治的な実態や問題点として、次の二つをベセルは言う。

第一に、教皇主義を支持する者は、教皇主義を採用する外国の君主を、宗教を理由として支持し、宗教的な盲目的熱情にかられて、自国を売るスパイや情報屋になる。また、火薬陰謀事件、アイルランドの虐殺、国王殺害など、彼らは国王にたいして間断なく策謀をたくらんできた。教皇主義者の宗教は叛逆を、その信仰は党派形成を、その実践は魂と体の両者の殺害を意味する。⁽⁷³⁾ イングランドに住む教皇主義者がわが子をプロテスタントとして育てるまでは、彼らを信頼してはならない。

第二に、とくに心裡留保といった教皇主義者の論法は、正直な人間交際と相容れない。心裡留保は、通常の語法や周囲の状況によつてではなく、話し手のみによつて真意が決定される論法である。本来は、うそをつかずに難局、とくに迫害を乗り切る方法だったが、乱用が多く、当時はとくにイエズス会流の詭弁と呼ばれて嫌われた。⁽⁷⁴⁾

次に、経済的な実態や問題点として、二点が指摘される。

第一に、教皇主義者の宗教自体が実業にたいして「本質的な不適應性」をもつ。ベセルによれば、イングランドにおいて、教皇主義外国人実業家とイングランド人プロテスタント実業家の数は一対五〇の差があった。一般にプロテスタントにおいては、信仰に熱心になるほど、怠惰を不当とし、実業や通商への関心が強まる。スペイン、イタリア、フランス、ケルン、アウグスブルクで通商を担うのはプロテスタント外国人である。また、フランスには、プロテスタントの乞食はいないが、大量の教皇主義者の乞食はある。こうした相違の原因として、プロテスタント宗教を選択できるほどの叡智が人々を有能な商人にする、と手短かにベセルは言う。

第二に、教皇主義者は巨額の資産をイングランドから持ち出す。教皇主義ジェントリは、自分の娘を大陸の修道院へ、息子を教皇主義の学校や大学へ送るからである。包容派、広教主義者は、国教会を支える新しい学問や知識の担い手として、ジェントリに期待を寄せたが、ベセルは、他国には見られないイングランドのジェントリの特質を、通商その他の実業に彼らが従事することに見、そうした生活態度や資質を高く評価した。彼にとって、イングランドのジェントリの子弟を教皇主義によって教育することは、ジェントリ層を怠惰にし、イングランドを貧乏にするものだった。⁽⁷⁵⁾

通商不振や教皇主義の助長といった、強制的な宗教統一にともなう問題を回避、解決するには、イングランド国王がプロテスタント非国教徒の寛容を認め、その国王の下でイングランドはもとより海外プロテスタント国家や信者が連帯して、共通の敵である教皇主義と闘うことが必要だと考えられた。⁽⁷⁶⁾ 護持派らが非国教徒の弾圧と教皇主義者の弾圧をセットにして要求するのにたいして、非国教徒は非国教徒の寛容と教皇主義者の弾圧をセットにして要求し、それが国家の平和と繁栄につながると展望する。こうした展望に通じる非国教徒の特性を、彼ら自身が次のように分析している。それは三点に整理できる。

第一に、非国教徒はイングランド政府や「公共の平和」にとって破壊的な見解をもつという意味での異論者ではない。非国教徒は平穩に自分の「巡礼の道を通過」したいだけであり、議会の同意を伴う国王の権威自体からの解放ではなく、厳格な法と正義における彼らの権利と応分の待遇を望んでいる。国家や統治者の側が非国教徒に良心の自由を認め、国王の下で彼らが平和に暮らして自分達の利益を追求することができれば、そうした待遇や愛顧のゆえに彼らは満足して、公的な不興をこうむらないよう慎重に行動し、統治者に反抗する道を選ばない。したがって、国王がかつて提案したような信仰許容こそ、国王への忠誠と感謝において臣民を連帯させ、「統治の善と利益」すなわち平

和と通商を促して、国益に資することになる。⁽⁷⁷⁾

第二に、非国教徒が党派を作って宗教分裂していても、彼らに宗教の自由が認められれば、国家にとって危険な存在ではなくなる。というのも、宗教の自由が認められれば、第一に、彼らすべてを陛下の下で対等にして、誰にも他人の自由を害する口実を与えず、第二に、彼らは自分達の利益と保全のために国家との連帯を考えるようになり、第三に、異論を寛容して自由に議論や検証の機会が与えられれば、互いに牽制しあうことで、意見の誤りや愚かさが増えるからである。したがって、国王の利益は全プロテスタント臣民の宗教統一ではなく、異論をもつ臣民の王となることにある。世俗社会をつなぐ連帯や人間社会の善は、宗教的見解や人間の心を一体化することにはなく、礼拝儀式等にかんするプロテスタント内の異論は、プロテスタントの連帯の障碍にはならない。⁽⁷⁸⁾

第三に、非国教徒は、その勤勉と努力に、国家の通商と富が依拠する人々である。土地も人も不足するイングランドでは、通商こそが国王の力を増強し、国家の利益となる。強制的な宗教統一を支持する者達は国益の有能な判断者ではない。というのも、迫害されれば非国教徒は良心のために苦難を選ぶので、迫害は彼らの事業を妨害して通商不振を招き、国家は必然的に弱体化するからである。非国教徒に宗教の自由を認めてやれば、彼らの得意とする通商によって国力を増大し、それを元にイングランド国王は「全プロテスタント派の守護者」、「全プロテスタント宗教の共通の父」となって、フランスやスペインの教皇主義大国とその「普遍的君主制 an Universal Monarchy」の企図に対抗できる。⁽⁷⁹⁾

非国教徒と通商とのつながり自体は、護持派のパーカーも認識しているが、「騒擾はトレイズマンの店でふ化する」と語るように、彼にとって非国教徒とその経済活動は「党派と叛逆の巢」を形成することに他ならない。彼は「裕福な狂信者ほど統治しがたい生き物はない」と言い、「公共の平和と安定」には厳格な宗教統一が絶対必要だと考えて

いた。一方、非国教徒は、パーカーの主張を「敵を利する」だけの視野の狭いものとみなし、非国教徒を寛容して持ち前の経済力を発揮させることが、彼らをよき臣民にし、「公共の平和」、「統治の善と利益」、そして豊かなイングランド国王を頂点にすえる全欧プロテスタントの連帯強化につながると考えた。非国教徒の宗教的自由は、教皇主義的な「帝国国家群 the Imperial powers」に対抗できるだけの、プロテスタント教界におけるイングランドの指導的な国際的地位の確立を望見する。非国教徒寛容は、国内宗教政策にとどまるものではなく、イングランド帝国形成に向けた国家編成過程において不可欠の政策と考えられた。⁽⁸⁰⁾

こうして非国教徒の寛容を主張する論者の中で、とくにオウエン、そしてペンらのクエイカーは、包容による国教会再編を明確に否定した。先の匿名者も、非国教徒の寛容を包容策の否定とセットにして主張したが、包容策否定の理由はオウエンらと匿名者との間では異なる。匿名者の包容策否定の理由は、第一に包容策の非現実性、第二に包容策がひき起こすと予想される国教会内の紛擾の回避にあり、主教制国教会の存続はあくまで認めた。一方、オウエンやクエイカーは、教区制度等を基盤とする国教会制度をそもそも認めない。一六六七年の集会法失効以降、それに促されるように包容案が国教会主教や長老派等によって提案されると、オウエンは一六六七／八年二月には寛容策を明らかにした。彼はバクスターとの間で包容策を検討したこともあったが、教区教会の改革等に熱意を示せず、バクスターからは「あなたがたの分離の道は怠慢に向かう」となじられる羽目に至った。⁽⁸¹⁾

オウエンやクエイカーらが包容策に見る問題は四点に整理できる。

第一に、一部の者を包容し、他を排除する根拠が不明である。包容策を主張する人々は、良心の自由を主張しつつ、他方で、本質的な異論をもたない者だけを包容すると言う。しかし、良心の自由の核心は本質的な異論の自由にあり、良心に基づくどの見解も「正統」であって、ある見解の持ち主が包容され、他の者が排除される理由はない。包容を

唱える人々が本当に良心の自由を主張するのであれば、「公共社会」を尊重して世俗的に静穏に暮らす人々の良心の行使の自由を、彼らから奪う理由はない。具体的にオウエンは、バクスターが提案するソシニアンの排除に、難色を示した。

第二に、包容策を支持する人々は、実際には儀式を重視し、彼らが拒否する儀式を実践する人々には包容を許さない。これは、本質的な異論によつてではなく、たんなる「気分」や「付随的」な事柄によつて教会を分裂させ、人々の救済を妨害することである。

第三に、包容策においては、誤謬や異端にたいする世俗統治者の処罰権がなおも語られる。しかし、宗教にかんする見解の違いは、「教会の空気」から人を排除する理由になりえても、「自然的かつ世俗的空氣を自由に呼吸」する権利を奪う理由にはならない。

第四に、とくにバクスターの包容案は、教会の「分裂」や教会からの「分離」を恐れて、それを抑制・防止する条項を設ける。しかし、オウエンやクエイカーにとつて、そもそも国教会からの「分離」は不当なことではなかった。教会からの「不当な分離」を恐れるバクスターとのやり取りにおいて、オウエンは、特段の事由がなければ教会から分離できないという条項を問題視した。使徒や原始キリスト教徒が自由に集会をもつたように、礼拝や説教は教区教会に限定されない、とオウエンやクエイカーは主張する。⁽⁸²⁾

世俗統治者の処罰権を認めつつ、一部の者を国教会に包容する包容策は、徹底した非国教徒にとつて、そもそも国教会制度を維持するための「えこひいきと不正」に他ならなかった。ペンは、包容策が取られても、それは「良心、名誉、叡智と安全」と両立せず、うまく機能しないまま、結局は寛容策に道を譲るだろうと見た。⁽⁸³⁾

六 包容・寛容策

右の非国教徒の心情や実践に沿う寛容策に共感と理解を示しつつ、再編国教会の必要性も断固として主張するのが、包容と寛容の両者を唱える論者である。リチャード・バクスター、ジョン・コーベット、ジョン・ハンフリーらは、包容と寛容をセットにした宗教政策を主張した。本稿では彼らを包容・寛容派と呼ぶ。包容・寛容派は、非国教徒に寛容を拒否する論者を非難する一方、非国教徒にはあくまで一定の距離をおいた支持を与える。とくにバクスターは、非国教徒のオウエンと教会政策について協議したこともあったが、国教会制度を徹底的に拒否するオウエンを非難する結末を見た。⁽⁸⁴⁾

バクスターは内戦時には議会軍従軍牧師となり、当時において、そして人名録等でも長老派牧師と呼ばれることもあるが、自身は長老派を「いやな名称」と嫌った。事実彼は、スコットランドとの『厳粛な同盟と契約』には反発し、主教制や王政の廃止にも賛成しなかった。王政復古直前には、牧師をつとめていたキダーミンスターを去ってロンドンへ出、議会、市長、市参事会員の前で王政復古を支持する説教をおこなった。彼は、王室説教師に任命された他、ヘリフォード主教職を提供されるが、後者については辞退する。復古後の宗教政策を議論するサヴォイ会議に出席し、「長老制ではなく原始監督制」を支持するとして、礼典や祈祷書の見直しによる包容的な国教会体制をめざした。しかし、会議の結論が出ないまま一六六二年五月に統一法が成立し、キダーミンスターの牧師職に戻ることを非国教徒なりに拒否された彼は、アクトン村にこもって執筆・説教活動を続けた。

本稿では『バクスターの遺産』(一六九六年)を中心に包容・寛容策を検討する。『バクスターの遺産』は、彼の死

の五年後に、友人マシユー・シルヴェスターによって出版されたバクスターの遺稿集である。ウィリアム・ラモントは、シルヴェスターの編集を「創作意欲にたいする忠誠の勝利」と称え、バクスターの手稿からの忠実な転写を評価する。とはいえ、ラモントも認めるように、シルヴェスターの加除修正がまったく無いわけではなく、たとえば、オウエンにたいする辛らつな見解を掲載しないこともあった。バクスター自身の著作が多数ある中で、こうした編集上の問題がある『バクスターの遺産』に本稿が注目するのは、本稿のねらいがバクスター自身の研究というよりも、包容・寛容策の検討にあり、『バクスターの遺産』は包容・寛容策、並びにその策をめぐるさまざまな議論の経緯を明快に記す文書だからである。むろん、『バクスターの遺産』だけでは不十分な議論については、別の史料を使用する。⁽⁸⁵⁾

ジョン・コーベットは一六四〇年に聖職者となり、内戦中は議会軍の説教師をつとめた。その後、チチェスターやハンプシャーなどで牧師となったが、統一法で放逐される。放逐後はロンドン、サセックスやハートフォードの各地で説教活動をおこない、チャールズ二世の侍医をつとめたジョン・ミクルスウエイトやトリッジの参事会員付き説教師となった。礼拝や教会統治などの議論でバクスターを支持するようになり、彼と同居もした。バクスターを嫌い、非国教徒の弾圧を主張していたエリーの主教ピーター・ガニングと論争する。一六八〇年に死亡したときには、バクスターが追悼説教をおこなった。⁽⁸⁶⁾

ジョン・ハンフリーも内戦中従軍牧師をつとめ、一六四九年には長老派の叙任を受けたとされるが、『厳粛な同盟と契約』には賛成しなかった。君主制への愛着が強く、復古前にチャールズ二世の帰還を求める説教をして問題となった。復古後、国教会による再叙任をすすめられると、先の長老派による叙任を理由にいったんは辞退したが、それを受け入れる。しかし、結局、国教会による叙任に落ち着かず、それを撤回し、統一法によって放逐された。その後ロンドンで会衆教会を設立したが、「非信従牧師であるものの、信従教区民だ」と自称する独自の教会観に立って、

「寛容を伴う包容」案を議会に提出する。そこで全プロテスタントの連帯を説き、バクスターから「中道」を行く人と称えられた。彼の神学的な見解は広範な支持を得、彼の義認論には、パトリック、エドワード・ステイリングフリート、そしてニコラス・ストラトフォードの三主教が宣伝文を寄せた。⁸⁷

バクスター、コーベットとハンフリーの間には、宗教政策論をめぐって、密接な協力関係が見られる。バクスターはコーベットやハンフリーを高く評価して、彼らの助言をすすんで受け入れた。バクスターら包容・寛容派は護持派の強硬姿勢を非難すると同時に、オウエンら非国教徒が寛容策のみを、包容派が包容策のみを唱えることにも反対した。以下では彼らの包容・寛容案を、包容策、寛容策、彼ら独自の「国民教会」構想、そして国王・世俗統治者の権限、という論点の順で検討する。

包容・寛容派は、実際に多くの人々が現行国教会の共通祈祷書に従い、主教に信従している事実を重んじ、教会の管理者や教区教会の存在、そして共通祈祷書のような一定の規定にもとづく公共礼拝や儀式の必要性を否定しない。彼らは寛容のみを求める見解に、次の三つの問題を指摘し、包容策の重要性をうったえた。

第一に、寛容はもともと「友愛ではなく敵対の娘」であり、寛容のみの策は多くの者を、互いの嫉妬や敵対の中に置く。どの党派も自身が安泰とは考えず、自己の権威や自由を失うことを絶えず恐れるので、寛容を平和裡に長い間享受することはできない。

第二に、寛容のみの策は人々の苦情や攻撃を国王に集中させる。国王が少数しか寛容しなければ、当初それを期待していた人々の非難は国王に向かう。他方、寛容を望む人々のすべてを国王が寛容すれば、寛容に反対する議会や主教と、国王が対立してしまう。

第三に、寛容のみの策は、現行国教会に信従できないが教区制度等を支持する長老派をも「法的に制定維持される

established 教会」から排除し、こうした教会の存在を覆す。⁽⁸⁸⁾

寛容策のみでは宗教的、政治的な安定は得られないと考える包容・寛容派は、「法的に制定維持される教会」すなわち国教会制度自体の存在は支持するが、現行国教会の存続には反対した。現行国教会は、かつて叙任を受けた聖職者を排除し、共通祈祷書にない儀式をすべて禁止、共通祈祷書に定められた様式を使用しない者を教会から排除するという、主教の横暴に立つものだからである。包容・寛容派は、現行国教会に異論をもつ人々をできる限り「法的に制定維持される教会」へ受容するために、現行国教会に譲歩、度量 Latitude を求める包容策を主張した。包容策の主な眼は、教会統治、礼典や儀式の改訂及び規制緩和にあり、その具体的な内容について、『バクスターの遺産』は以下の四つを明らかにする。

第一に、長老制教会の下で叙任された者は再叙任されない。

第二に、叙任のさいに必要な宣誓としては、国王への忠誠宣誓、及び救済に絶対に必要な事柄への同意のみが求められる。

第三に、洗礼時十字架やサープリスの使用等には、公共礼拝時の規定はあるものの、それに納得のいかない牧師は、各教会での使用を強制されない。また、聖餐時の跪座を拒否する者に、牧師は聖餐を拒否できない。

第四に、教会改革には国王がイニシアティブをもち、聖職者や信徒にたいする主教の不当な支配権は廃される。⁽⁸⁹⁾

包容策を採用する新たな国教会は、従来の強制的な主教制国教会ではない。バクスターは現行国教会の最大の難点として神授権主教制を指摘する。神授権主教制において、主教は長老にたいする優位を主張し、裁判権や破門権を独占して、強制的な管区、教会統治をしく。神授権主教制の問題点はとくに二つある。一つは、かつての長老制の下で叙任された牧師にたいして、主教制の下での再叙任を主張すること。もう一つは、人々の間に見解の相違がないこと

を教会問題の解決とみなし、主教が定めた言葉や様式に従わない人々を迫害し、沈黙させることである。バクスターは、神授権主教制はイングラント的な偶有物または墮落であり、プロテスタント教やキリスト教の一部でもなければ、教会と国家における王国の統治を構成するものでもないと言う。⁽⁹⁰⁾

ハンフリーやコーベットも、長老派牧師の再叙任をとくに問題にした。ハンフリーは議会に提出した「寛容を伴う包容」において、「教区牧師になるさいには、教区民になるのと同様、国民教会の一部である教区教会の一員であること以外には何も求められない」と主張する。⁽⁹¹⁾コーベットは、現行国教会における主教制 Prelacy の語を、監督制 Episcopacy の語から区別した。彼によれば、前者は「教会国家にとって本質的なものではなく」、長老制の敵であるが、後者は古くから存在する教会の管理体制を意味し、統制の効いた監督制と長老制とは矛盾しない。彼は主教制を「古来の合議制や穩健な監督制」に戻せと言い、再叙任の反対、宣誓・署名の内容の限定、人工的で華麗な儀式と主教専制の廃止を主張した。「聖職者を支配する主教なくして教会なし、主教による叙任なくして聖職者なし、共通祈禱書の使用なくして真の神礼拝なし……こんな見解を情けなくも支持してきた者達は、良心によってそのように導かれたのかどうか、考えてみるがいい。」⁽⁹²⁾

度量 Latitude や包容という言葉を使っても、神授権主教制を拒否する点で、包容・寛容派は包容派とは明らかに異なる。すでに明らかにしたように、パトリックら包容派は、神授権主教制を支持し、包容のみを主張して、非国教徒の寛容は拒否した。こうした包容派にたいするバクスターの評は辛らつで、彼らは非国教徒を馬鹿にし、「悪党とつるむようになって」、護持派の強制には従う、と罵倒する。⁽⁹³⁾ 包容・寛容派は包容のみという策をとらず、寛容策とセットで包容策を支持する。包容のみという策に、包容・寛容派は次の四つの問題を指摘する。

第一に、現実に提案、議論される包容策での規制緩和の程度は小さく、包容のみの策は、結果的に、すべての者を

国教会へと強制する。このため、ささいな儀式等の問題で人々の間に分裂を拡大し、意見を異にする人々を排除、放置することになる。

第二に、国教会に信徒できない人々を排除するという苛酷さには歯止めがなく、かつこの苛酷さは、信徒できない人々の国教会にたいする敵対心と信徒拒否を増大させる。自分達の会衆をすでもち、彼らにとって純粋な礼拝や規律を保持したいために、国教会への包容をそもそも望まない、また包容されることが不可能な人々が、相当多数いる。

第三に、国教会は信徒者の数によってその力が量られるものではない。苛酷な方法で信徒者を増やせば、内部に批判者や無関心派を生じるだけである。この無関心派を、とくにコーベットは、「広教主義者」または「いい加減な信徒派」と呼ぶ。包容のみでは、教会問題や教会の墮落は解決できない。

第四に、信徒しない人々の排除は、国家の活力源を排除することである。というのも、彼らの多くは通商に従事し、国家の利害に関与しているからである。通商にたけた者の抑圧は、体制秩序の繁栄と安全に合致しない。⁹⁴

包容・寛容派は、寛容のみ、包容のみ、のどちらの策も極端な見解としてしりぞけ、その「間」すなわち「まず法律によって適切な人々をできるだけ多く包容し、そしてその後陛下の力において、教会と国家の平和と便益に結びつくよう、残余の者の信仰を許容する *indulge*」のがもっとも望ましい方法であるとした。⁹⁵

この「残余の者」とその寛容、すなわち包容・寛容派が考える寛容策は、具体的に次の四つの内容をもつ。

第一に、国家の繁栄と安泰のためには、法的に制定維持された教会、一定程度の寛容、そして「慎重な黙許 *Discreet Connivence [sic.]*」が必要である。つまり、包容の基盤を拡大してできるだけ多くの人々を公共の礼拝に包摂する一方、その礼拝を受容しない人々には「包容にともなう便益なし」に彼らの信仰を現状のまま許容することが求

められる。⁽⁹⁶⁾

第二に、非国教徒の異論や不満は、彼らの信仰に基因するので、力ではねじふせられない。苛酷な手段で彼らを共通の信仰や礼拝へと統一しようとするれば、彼らは非妥協的な敵として党派的に結集し、力を増すことになる。苛酷さがなければ、彼らはさまざまな集会や異論へと散開していき、そのため、かえって統治者から保護を期待する平和的な者になる。多様な意見が寛容され相違が認められれば、党派対立は抑制されるので、非国教徒の存在は国家統一の障害にはならなくなる。⁽⁹⁷⁾

第三に、寛容される非国教徒として、「健全な信仰」をもち「よき生活」を送る者のみを考える。寛容の対象から排除されるのは、教皇主義者、第五王国派のような「狂信者」、ソシニアンのような異端、そして包容的な国教会制度の存在自体さえ拒否する独立派の一部やセクトである。独立派のオウエンとバクスターとは、教会改革について互いに協議の機会をもったものの、オウエンが徹底して国教会体制や教区制度を拒否したため、バクスターは彼を「怠惰」な「分離派」と非難するに至った。バクスターにすれば、自分が提案する国教会制度は独立派が嫌悪する儀式等を強制するものではなく、かつ従来の教区制度にも改革を加えて、それが教区民の秩序維持、教育や魂の配慮に資すると考えていたのだが、オウエンは彼の提案に難色を示し続けたからである。オウエンらは自分達の私的関心から活動し、教区の利点を無視して現存教区の改革を怠るので、大勢の人々の信心を育成しない恐れがある、とバクスターはオウエンに書き送った。⁽⁹⁸⁾

第四に、寛容される非国教徒は、通商によって国家の利益に貢献する者達と認識されている。こうした人々は、信仰ゆえに宗教上異論をもち、議論を好むことはあっても、国家にたいする叛逆者ではないと見られる。コーベットは「通商はイングラランドの命」と言い、ハンフリーは「プロテスタント教はとくに王の利益になる」と語る。こうした

非国教徒を迫害、排除すれば、通商を阻害し、国家の活力を喪失させると彼らは恐れていた。⁽⁹⁹⁾

包容・寛容派は、従来の非国教徒を最大限包容しうる新しい国教会の存在をまず前提とした上で、国教会の礼拝や儀式等をどうしても受容できない残余の非国教徒を「包容にともなう便益なし」で寛容する。⁽¹⁰⁰⁾ だが、残余の非国教徒すべてを寛容するのではなく、彼らを寛容できる者とできない者に分類する。寛容できない者として教皇主義者及びプロテスタント系の非国教徒の一部が指摘される。

包容・寛容派は教皇主義者を国王殺し、ロンドン大火の放火犯、叛逆の扇動者とみなし、彼らの存在はプロテスタント国であるイングランドの「公益 the Publick Weal」にそもそも合致しないと言う。教皇主義者は教皇を霊的首長とみなし、国王への忠誠をいつでも放棄して、教皇主義の外国勢力と結託する危険性をもつからである。バクスターは教皇主義者を無神論者や不信心者よりも悪質だとし、教皇主義者と比べれば「クエイカー」や「ランタース」の害は「ノミが食う」程度のものだと言う。教皇主義者に対峙して、できる限り多くの国内プロテスタントの連帯を形成するために、包容・寛容策が求められる。包容・寛容派は教皇主義者にたいしては、一種の政治犯として積極的に弾圧を加える用意があつたものと考えられる。⁽¹⁰¹⁾

他方、プロテスタント系の非国教徒として寛容できない者は、包容的な国教会の存在自体すら拒否する者達、たとえば独立派の一部、そしてクエイカー等のさまざまなセクトである。包容・寛容派は彼らを「分離派」やセクトと呼んで非難した。ここで疑問となるのは、とくにプロテスタント系の「分離派」やセクトを寛容できないという場合、包容・寛容派は彼らの何を問題とし、かつ彼らをどのように処遇しようとするのか、ということである。この疑問に答えるには、包容・寛容派独自の「国民教会」構想を検討する必要がある。結論を先に言えば、教皇主義者はもとより、プロテスタント系の「分離派」やセクトは、包容・寛容派が構想する「国民教会」に加わろうとしないので、寛

容されない。彼らは「国民教会」の一員ではなく、かつそのことは、包容・寛容派の国家・教会観からすれば、彼らが世俗国家の正当な構成員でもない、ということの意味するからである。ただし包容・寛容派は、プロテスタント系の「分離派」を宗教上の理由で迫害する愚を承知しており、実際の対応としては、彼らの「分離」を違法行為とみなし、それとして彼らの行為を「黙許」という態度をとるものと考えられる。(この項続く)

- (72) A・マーズェル『マーズェル書簡集』(吉村伸夫訳・著)、松柏社、一九九五年、HC035, 043, 045, 057, 079, 080 (数字は書簡番号)。
- (73) 「魂と体」の殺害については、マタイによる福音書第十章二八節等からの連想。
- (74) S. Bethel: *The Interest of Princes and States* (1680), in W. Myers (ed.), op. cit., p. 135. [S. Bethel:] *The Present Interest of England Stated*, pp. 18-19, 23.
- (75) S. Bethel: *The Interest of Princes and States* (1680), in W. Myers (ed.), op. cit., p. 135. [S. Bethel:] *The Present Interest of England Stated*, pp. 21-22, 24-25. [S. Bethel:] *The World's Mistake in Oliver Cromwell*, p. 17.
- (76) 『ジョン・ロックの論議と主張』(山田) J. M. [Iton]: *Of True Religion*, pp. 5, 11, 15.
- (77) J. Owen: *A Peace-Offering in an Apology and humble Plea for Indulgence and Liberty of Conscience*, pp. 8, 32, 34. ditto: *Truth and Innocence Vindicated*, London, 1669, pp. 2, 77-78. R. Farnworth: *Christian Tolleration*, 1664, pp. 9-11. A. R. Murphy (ed.): *The Political Writings of William Penn*, p. 105.
- (78) S. Bethel: *The Interest of Princes and States* (1680), in W. Myers (ed.), op. cit., p. 130. C. Wolseyley: *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, pp. 3, 6. J. Owen: *A Peace-Offering in an Apology and humble Plea for Indulgence and Liberty of Conscience*, p. 24. A. R. Murphy (ed.): *The Political Writings of William Penn*, p. 99.
- (79) S. Bethel: *The Interest of Princes and States* (1680), in W. Myers (ed.), op. cit., p. 136. [S. Bethel:] *The Present Interest of England Stated*, pp. 16-18, 34. [J. Owen:] *Indulgence and Toleration Considered*, p. 7. J. Owen: *A Peace-Offering in an Apology and humble Plea for Indulgence and Liberty of Conscience*, pp. 33, 80-81. C. Wolseyley: *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, pp. 4, 10.

- (80) S. Parker : *A Discourse of Ecclesiastical Politie*, The Preface, xlix-lij. [S. Bethel:] *The Present Interest of England Stated*, pp. 28, 35. [S. Bethel:] *The Present Interest of England Stated*, p. 28. C. Wolsley : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, pp. 10-11.
- (81) H. Thomdike : *The Theological Works*, Vol. 5, Oxford, 1854, pp. 299-307. P. Toon (ed.) : *The Correspondence of John Owen* (1616-1683), pp. 144, 180 (Appendix III, Proposal for Indulgence).
- (82) P. Toon (ed.) : *The Correspondence of John Owen* (1616-1683), pp. 136-138. R. Farnworth : *Christian Tolleration*, pp. 11, 16, 19, 22-23. A. R. Murphy (ed.) : *The Political Writings of William Penn*, 'The Proposed Comprehension Soberly, and Not Unseasonably, Consider'd' (1672), pp. 379-382.
- (83) A. R. Murphy (ed.) : *The Political Writings of William Penn*, 'The Proposed Comprehension Soberly, and Not Unseasonably, Consider'd' (1672), pp. 379, 383.
- (84) 注 (81) 参照。
- (85) M. Sylvester (ed.) : *Reliquiae Baxterianae*, London, 1696. バクスターが長老派という名称を嫌い、かつ「長老制ではなく原始監督制」を支持するという主張については、*Ibid.*, Lib I. Part II, pp. 373, 381. 青木道彦「R・バクスターは長老派か?—イギリス革命期の長老派の定義の問題—」川村学園女子大学研究紀要、第四巻第一号、一九九三年。W. M. Lamont : *Richard Baxter and the Millennium*, reprinted in *Gregg Revivals* 1991, First Published 1979, pp. 79, 82, 189, 190, 220, 289.
- (86) A. G. Matthews : *Calamy Revised*, Oxford, Reissued 1988, First Published 1934, 'Corbet, John'.
- (87) *Ibid.*, 'Humphrey, John'. 「寛容を伴う包容」は、Mr. John Humphrey's Papers given to the Parliament-Men. *Comprehension with Indulgence* とし、M. Sylvester (ed.) : *Reliquiae Baxterianae*, Part III, pp. 143-147 に所収。以下 [J. Humphrey:] '*Comprehension with Indulgence*' と略記し、所収頁に従う。この文書は、*Comprehension with indulgence* という独立した論考として現存し、ウイングのカタログ (H3675A) は一六八九年の出版という推測を与える。だが、文書にはタイトル頁がなく、出版にかんする情報は不詳である。文書の内容、事実経過、及びウイングが一六七三年の出版と推測するハンフリーの *Comprehension promoted* (H3675) の内容と照らして考えると、この文書も、「緩和法案」が議会で提出された一六七三年春に、執筆、公表されたのではないかと私は推測する。「独自の教会観」及び注(91)が受ける本文に登場する「国民教会」概念ともども、この文書については本文中であらためて論じる。
- (88) M. Sylvester (ed.) : *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, pp. 434-435. John Corbet : *The Interest of England in the matter of Religion*, London,

- 1661, p. 85. [John Humfrey:] *A Case of Conscience*, London, 1669, p. 13.
- (87) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, p. 435.
- (88) *Ibid.*, Lib. I. Part II, pp. 263, 268, 277, 388, 398-400, 407, Part III, pp. 38, 133, 169.
- (89) [J. Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 144. 註(8) 参照。
- (90) J. Corbet: *The Interest of England in the matter of Religion*, pp. 29-30, 79-82, 88, 111, 134.
- (91) M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, p. 386, Part III, pp. 19, 40 (irregularly paginated).
- (92) *Ibid.*, Lib. I. Part II, p. 434, Part III, p. 100. [J. Humfrey:] *A Case of Conscience*, p. 13. [J. Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 144.
- [J. Humfrey:] *A Discourse of the Religion of England*, London, 1667, pp. 23, 25-26, 28, 38, 44.
- (95) J. Corbet: *The Interest of England in the matter of Religion*, p. 33. M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, p. 435.
- (96) J. Corbet: *A Discourse of the Religion of England*, p. 28. [J. Humfrey:] *A Case of Conscience*, p. 13. [J. Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', pp. 144, 145.
- (97) J. Corbet: *The Interest of England in the matter of Religion*, 'The Preface' a3v, p. 108. J. Corbet: *A Discourse of the Religion of England*, pp. 22, 25. [John Humfrey:] *A Proposition for the Safety and Happiness of the King and Kingdom both in Church and State, and prevention of the Common Enemy*, London, 1667, pp. 110-111. [J. Humfrey:] *A Case of Conscience*, p. 13. M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, p. 135.
- (98) J. Corbet: *A Discourse of the Religion of England*, 'Preface'. M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Lib. I. Part II, p. 277, 387, Part III, pp. 26, 42, 100-101, 131. P. Toon: *The Correspondence of John Owen* (1616-1683), pp. 137-138, 142, 144.
- (99) J. Corbet: *A Discourse of the Religion of England*, pp. 24-28, 47. [J. Humfrey:] *A Case of Conscience*, p. 13. [J. Humfrey:] *A Proposition for the Safety and Happiness of the King and Kingdom both in Church and State, and prevention of the Common Enemy*, pp. 17-18 註' ロマンの『寛容論』と同様、日本のキリシタン弾圧を例に出して、迫害の問題点を指摘する。
- (100) [J. Humfrey:] 'Comprehension with Indulgence', p. 145.
- (101) [J. Humfrey:] *A Case of Conscience*, p. 13. J. Corbet: *A Discourse of the Religion of England*, pp. 3-6, 9-13, 21-23. M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Part III, pp. 18, 162, 181-182. R. Baxter: *Of National Churches*, 1691, in W. Myers (ed.), *op. cit.*, p. 220.